

事業報告書等提出書

令和4年 3月9日

鹿児島県知事 殿

所在地 鹿児島県鹿児島市桜島小池町1327番地
名称 特定非営利活動法人 薩摩リーダーシップ
フォーラム SELF
代表者の氏名 野崎 恭平
電話番号 080 (8010) 2392

前事業年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書〔2部（県外に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が提出する場合は、1部。以下同じ。）〕
- 2 前事業年度の活動計算書〔2部〕
- 3 前事業年度の貸借対照表〔2部〕
- 4 前事業年度の財産目録〔2部〕
- 5 前事業年度の年間役員名簿〔2部〕
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面〔2部〕

- 備考1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には活動計算書を1つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を行っていない場合には脚注においてその旨を記載し、又はその他の事業の欄全てに「0」と記載すること。
- 2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
 - 3 県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人又は特例特定非営利活動法人が県外にも事務所を有する場合において、県外に有する事務所が所在する都道府県の知事に提出するときは、当該都道府県が定めるところによること。

(法第 29 条)

令和 3 年 度 事 業 報 告 書

特定非営利活動法人薩摩リーダーシップフォーラム SELF

1 事業の成果

令和 3 年度も継続して、一般市民に対して学びや交流の場を提供する事業、地域活性化に関する事業を行い、SDGs や地域活性に対する市民への普及・啓発を行なった。社会課題の解決を支援する事業、産業振興に関する事業、施設の整備、管理運営に関する事業については令和 4 年度からの本格的な実施に向けた取り組みを行う準備を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 一般市民、団体等に対して学びや交流の場を提供する事業	A. オンライン会議サービスを利用したセミナーの提供	令和 3 年 1-12 月の計 10 回	鹿児島市内	3 人	一般市民 360 名	51,277 円
	B. SDGs に関するセミナーの提供	令和 3 年 2 月 19 日	瀬戸内町	2 人	一般市民 20 名	186,514 円
		令和 3 年 4 月 5 日	京都市(オンライン)	3 人	一般市民 100 名	236,680 円
		令和 3 年 9 月 30 日	鹿屋市	1 人	一般市民 20 名	0 円
C. オンライン交流サービスを利用した会員制交流事業の提供	令和 3 年 6-12 月	鹿児島市内(オンライン)	3 人	一般市民 65 名	46,239 円	
(2) 地域活性化に関する事業	D. オンライン会議サービスを利用し地域活性化に関する 3 日間のオンラインセミナーを提供	令和 3 年 3 月 9 日	鹿児島市内(オンライン)	10 人	一般市民 90 人	988,527 円
(3) 社会課題の解決を支援する事業	E. 団体等の社会課題解決事業のコンサル	来年度の実施に向けた取り組みを行う。				0 円

	ティング					
(4) 産業振興に関する事業	F.新商品開発や事業継承等へのアドバイス業務	来年度の実施に向けた取り組みを行う。				0円
(5) 施設の整備,管理運営に関する事業	G.コワーキングスペースの整備運営	令和3年12月1日より整備工事を開始。	鹿児島市内			1,815,000円